

＼介護福祉士実務者研修の受講料の一部を補助します！／

氷見市介護福祉士実務者研修 受講支援補助金

★R6新設!★

1 補助対象となる方(次のすべてを満たす方)

- 令和6年4月1日以降に開講する実務者研修を修了した方
- 実務者研修に係る受講料等を一部または全部自ら負担した方
- 市町村民税に未納がない方
- 実務者研修修了日時点において、氷見市内の介護サービス事業所等に介護職員として週30時間以上お勤めの方又は実務者研修修了日から6ヶ月以内に氷見市内の介護サービス事業所等に週30時間以上勤務する介護職員として雇用された方

※介護サービス事業所等…介護保険法の規定による介護サービスのうち、(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)居宅療養管理指導、(介護予防)福祉用具貸与、(介護予防)特定福祉用具販売を除く介護サービス事業所等をいいます。

2 補助対象経費

実務者研修を実施する研修期間に直接支払った次の経費

- 受講料
- 教材代及び実習代(追加講習等に係る費用は含みません。)

※ただし、国、都道府県、他の地方公共団体等又は勤務先の介護サービス事業所等から本補助金と同様の助成を受けているときは、その助成額を補助対象経費から控除します。

3 補助金額

補助対象経費×1/2以内の額(1,000円未満の端数切り捨て)
または 5万円 のいずれか低い額

お申込み・お問合せ先

〒935-8686 氷見市鞍川1060番地
氷見市 市民部 福祉介護課 介護保険担当
TEL 0766-74-8066

詳しくは下記QRコード
または市ホームページ
をご覧ください



申請書類

- 交付申請書(様式第1号)
- 実務者研修の修了証の写し
- 実務者研修の受講料等の領収書の写し(宛名が申請者のものに限る。)
- 雇用状況を証する書類(雇用契約証明書又は就労証明書等)
- 市町村民税に係る納税証明書又は非課税証明書(市外居住者に限る。)
- 本補助金と同様の助成を受けている場合、助成に係る額を証する書類
- その他市長が必要と認める書類

申請の流れ

- ①令和6年4月1日以降に開講する実務者研修を受講する。
- ②実務者研修修了日から6ヶ月以内に氷見市内の介護サービス事業所等に週30時間以上勤務する介護職員として就労する。(既に就労されている方も可)
- ③就労開始から60日以内に、交付申請書に必要書類を添えて市へ申請する。(既に就労されている方は、実務者研修修了日から60日以内)
- ④市は、内容を審査のうえ、交付決定通知書(または却下通知書)を申請者に交付する。
- ⑤市は、交付決定通知書を交付してから30日以内に申請者口座に補助金を振り込む。

補助金額の例

○補助対象経費(受講料、教材代及び実習代の合計額)が11万円の場合

- ①本人が全額(11万円)負担した場合

50,000円 市の補助	60,000円 申請者負担
-----------------	------------------

- ②介護サービス事業所等から一部(5万円)助成があった場合

30,000円 市の補助	50,000円 事業所からの助成	30,000円 申請者負担
-----------------	---------------------	------------------

- ③介護サービス事業所等から一部(5万円)、他の地方公共団体等から一部(3万円)助成があった場合

15,000円 市の補助	50,000円 事業所からの助成	30,000円 他市からの助成	15,000円 申請者負担
-----------------	---------------------	--------------------	------------------